

米国税務最新動向

2018年1月

アーンスト・アンド・ヤングLLP パートナー
野本 誠

IRS大規模事業者・国際部門：移転価格税務調査に関する内部通達を発行

1月12日、IRSの大規模事業者・国際(LB&I)部門は、移転価格税制に係わる税務調査について、以下の5通の内部通達を発行しました。

- 同時文書化資料の請求について
- 移転価格更正に伴うペナルティーについて
- コスト・シェアリング契約における株式報酬の取り扱いについて
- 最適法の変更について
- 合理的予測便益に基づく移転価格の更正について

同時文書化資料については、2003年に発行された内部通達により、税務調査開始時点で情報資料請求を行うことが調査官に義務づけられていましたが、今回の通達により方針が変更され、特定の争点に関するキャンペーンに基づく税務調査の場合は当該キャンペーンの方針に基づき情報資料請求を行い、それ以外の場合は調査に配属された移転価格プラクティスもしくはクロス・ボーダー活動プラクティスの調査官のみが情報資料請求を行うことができます。これは、IRSの予算削減に伴い調査官の人数が減少しているため、移転価格関連税務調査の効率化

を図ることを目的とした措置となっています。この内部通達の適用期間は2018年1月12日から2020年1月12日、もしくは税務調査マニュアルが変更されるまでとされています。

移転価格の更正に伴うペナルティーについては、同時文書化資料が適時に作成されていない場合や請求から30日以内に提出されなかった場合に加え、その内容に不備があった場合もペナルティー免除の根拠とならないことを周知徹底し、ペナルティーの対象となる規模の移転価格の更正があった場合には、管理官の承認を得て的確にペナルティーを賦課する様に調査官に指示がなされています。特に、最適な移転価格算定方法(最適法)の選択が適切になされていない場合は、同時文書化資料の不備に該当することが強調されています。

関連者間のコスト・シェアリング契約における株式報酬の取り扱いについては、現在連邦控訴裁判所で争われている訴訟(Altera Corp. v. Comm'r, 145 T.C. 91 (2015))の判決が出るまで、新たな調査に着手することを禁じるとともに、納税者が時効の延長に同意する場合には、現在進行中の調査を停止する様に指示がなされています。この裁判は、第三者間のコスト・シェアリング契約では、株式報酬が通常勘案されないことが公聴会で指摘されていたにも拘らず、これを無視して株式報酬をコスト・シェアリングの対象とすることを義務づけた現行の財務省規則が発行されたため、発行手続に不備があったとして規則の法的有効性が争われているものです。租税裁判所では納税者が勝訴し、現在IRSが控訴しています。

最適法の変更については、納税者が同時文書化資料もしくは事前確認(APA)申請において選択した最適法を変更する場合、条約・移転価格税制執行(TTPO)部の移転価格レビュー・パネルの承認を取得する様に指示がなされています。ただし、相互協議が開始されているAPA案件は対象外となります。

合理的予測便益に基づく移転価格の更正については、関連者間でのコスト・シェアリング契約において新たな知的財産が提供された際に、当該契約の各当事者は、それぞれの合理的予測便益の比率に基づき知的財産の対価を負担することになりますが、知的財産の提供の前後で各当事者の合理的予測便益の比率が変化することが多いため、IRSとしての方針が確定するまで、納税者が異なる比率を適用していることのみを理由として移転価格の更正を行わない様に指示がなされています。

上場パートナーシップ持分譲渡時の源泉徴収義務を一時的に免除

IRSは、上場パートナーシップの持分の譲渡について、「減税・雇用法」により導入された内国歳入法第1446条(f)に基づく源泉徴収義務を一時的に免除する公告2018-08号を発表しました。

同法では、米国内で事業活動を行っているパートナーシップの持分を外国人もしくは外国法人が譲渡した際に発生する損益は、米国実質関連所得・損失として取り扱うことを規定した内国歳入法第864条(c)(8)が導入されました。これは、当該損益を米国実質関連所得・損失として取り扱わないとの租税裁判所の判決(Grecian Magnesite Mining, Industrial & Shipping Co. v. Commissioner, 149 T.C. No. 3 (2017))を覆すもので、2017年11月27日以降の取引に適用されます。また、同時に導入された内国歳入法第1446条(f)では、パートナーシップ持分の被譲渡人に対し、譲渡人が外国人もしくは外国法人ではないことを宣誓するか、IRSから減免許を得ない限り、譲渡価格の10パーセントの源泉徴収を義務づけています。源泉徴収義務は、2018年1月1日以降の取引について適用されます。

今回の公告では、譲渡人が外国人もしくは外国法人であるか否かを判断することが難しいこと等を理由に、上場パートナーシップの持分の譲渡に限定して源泉徴収義務を一時的に免除するとしています。

医療機器物品税の課税を2019年末まで停止

1月22日、医療機器の販売価格に対する2.3%の物品税の賦課を2019年12月31日まで停止する条項を含む法案(HR 195)が連邦議会上下両院で可決され、トランプ大統領の署名により成立しました。

医療機器物品税はオバマ政権下で導入されましたが、その施行は2017年12月31日まで猶予されていました。この猶予期間が終了したことにより、2018年1月1日から同15日までの医療機器の販売に対する物品税の納付期限が2018年1月29日に迫っていましたが、今回成立した法案では、2018年1月1日に遡って物品税の賦課が停止されるため、2018年1月前半分の物品税の納付は必要なくなります。

パートナーシップに対する新税務調査制度の不適用選択に関する財務省規則を最終化

財務省およびIRSは、2015年超党派予算法により導入された新たなパートナーシップ税務調査制度の不適用を選択する手続に関する最終財務省規則 (TD 9829) を発表しました。その内容は、規則草案の規定を概ね踏襲したものとなっており、一般からのコメントを考慮して細部の修正や規定の明確化がなされています。

新たなパートナーシップ税務調査制度は、2018年1月1日以降に開始する課税年度に適用され、パートナーシップの所得に対する更正や追徴がパートナーではなくパートナーシップに対してなされることとなりますが、特定の条件を満たすパートナーシップは、内国歳入法第6221条(b)の規定に基づき、従来通りの税務調査制度の適用を選択することができます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180921

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp